農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり 提案する。

平成16年4月13日提出

長岡地域合併協議会

会長 森 民 夫

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 編入される町村の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合す るものとする。
- 2 農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の 特例に関する法律第8条第1項及び第2項の規定を適用し、次の とおりとする。
 - (1) 編入される町村の農業委員会の選挙による委員のうち、40 人に限り、引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員とし て在任するものとする。

この場合において、長岡市の農業委員会の選挙による委員 として在任する者は、編入される町村の農業委員会の選挙に よる委員の互選により定めることとする。

(2) 任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。

3 合併後最初に行われる一般選挙からは、農業委員会の選挙によ る委員の定数を40人とする。また、農業委員会の区域を分け選 挙区を設けるものとし、中之島町、越路町、三島町及び小国町は、 現在の行政区域を区域とする選挙区を、長岡市と山古志村は2市 村を合わせた区域に3選挙区を設置するものとする。